

平成 26 年度 南相馬市行政経営方針

～ 市民生活再興の基礎を築く年 ～

平成 25 年 10 月 21 日

1 はじめに

復興元年から 2 年目となる平成 25 年度の行政経営方針は、平成 24 年度から引き続き東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興を最優先に対応するとともに、将来に危機感を持ち着実にスピード感のある市政運営を目指すことを定め、本市は、それに基づき、予算・人員の確保、事業実施に取り組んできたところである。

平成 26 年度においては、『市民生活再興の基礎を築く年』を目指し、その方針を次に定めることとする。

2 行政経営方針の位置づけ

本方針は、復旧・復興に向けて、経営資源の集中による復興計画の着実な推進を図るため、平成 26 年度の市政運営において重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするものである。

平成 26 年度の予算編成方針や各部の要求、組織運営などについては、この「平成 26 年度行政経営方針」に基づき行うものとする。

3 本市の現状と課題

(1) 本市の現状

本市は、東日本大震災により、かけがえのない生命やこれまで築き上げてきたさまざまな財産に壊滅的な被害を受け、加えて福島第一原子力発電所事故による原子力災害によって、社会・経済活動の制限や風評被害等に直面し、深刻な状況に陥った。平成 23 年 9 月には緊急時避難準備区域が解除され、平成 24 年 4 月には警戒区域及び計画的避難区域の見直しがなされたが、震災から 2 年 7 か月を経過する現在においても、市内の人口は震災前の 69.0%までしか回復しておらず、特に子育て世帯の流出は、急速な高齢化の進行と生産年齢人口の著しい減少を招くとともに、医療・介護施設におけるスタッフ不

足、施設再開の遅れや従業員不足による事業所再開の遅れなど、市民生活における安心確保と産業の活力の回復を妨げる要因になっている。小高区を主とする避難指示区域内においては、公共施設及び民間事業所の再開が徐々に進んではいるものの、国の除染は開始されたところであり、市民が安心して帰還できる環境を整備している途上にある。市民の帰還促進に向けた環境の整備、生産年齢人口の回復、避難指示区域の再生、高齢化への対応や地域の活力の創造など、市民の生活再建に向けた多くの課題が山積している。

(2) 南相馬市復興計画前期実施計画の進捗状況 (H25.7 末現在)

< 実施計画掲載事業の進捗状況 >

進捗状況区分		事業数
完了	既に事業が完了したもの	28
順調	事業が概ね順調に実施されているもの	192
今後実施	計画策定時から、平成25年8月以降に実施予定のもの	13
支障有	課題等が生じ、事業の実施に支障が生じているもの	25
その他	他の事業と統合したものや、他機関が主体であり未実施のもの等	19
合計		277

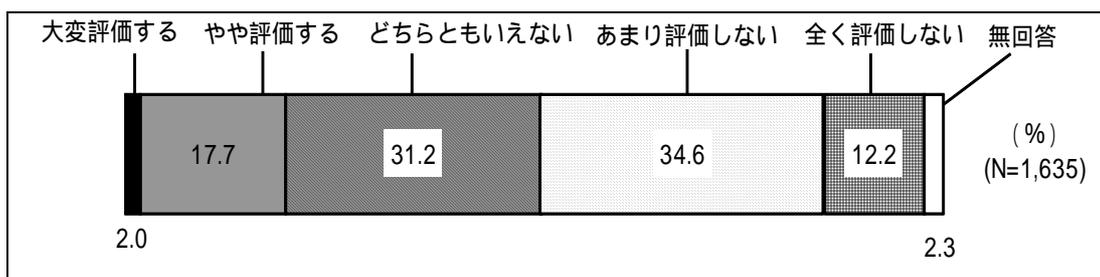
< 課題の分類 >

課題の区分	事業数
除染やがれき処理に係る仮置場等の確保	8
作業員や資材等の不足	4
用地確保	2
関係機関との調整及び協議	5
その他	12
合計	31 (重複あり)

< 当初設定した成果指標の達成状況 >

指 標	基準値 (24年9月末)	現状 (25年7月末)	目 標		
			25年度末	26年度末	27年度末
市外避難者数	18,783人	15,536人	11,900人	5,900人	0人
市内仮設住宅入居者数	5,387人	5,547人	-	-	0人
市内借上げ住宅等入居者数	5,110人	5,808人	-	-	0人

< 市民意識調査結果 (復興取組の総合的評価) >



< 検証 >

全 277 事業のうち、事業が完了したものは 28 事業の 10%、概ね順調に進捗しているものは 192 事業の 69%である一方、課題等が生じ進捗に支障が生じている事業は 25 事業の 9%となっている。

課題等が生じ進捗に支障が生じている事業には、除染事業、災害廃棄物等処理対策事業、災害公営住宅整備事業や防災集団移転促進事業などの復興の基礎となる主要事業が多く含まれており、各種施策を進める上での基礎となるこれら事業の進捗に支障があることは、大きな問題である。課題の内容としては、除染やがれき処理に係る仮置場の確保、用地確保等といった住民の同意を必要とするものや、震災の影響による資材不足や作業員不足、国や県等関係機関との調整に不測の期間を要していることなどが挙げられる。

また、実施計画の成果指標とした市外避難者については、平成 25 年度末 11,900 人（基準値の平成 24 年 9 月末時点 18,783 人）を目標としているのに対し、7 月末時点では 15,536 人と 47%の低い達成率となっている。

こうした中、市民意識調査（平成 25 年 9 月実施）の結果によると、復興への取組に対する総合的な評価として「大変評価する」及び「やや評価する」が 19.7%である一方、「あまり評価しない」及び「全く評価しない」が 46.8%と約 5 割を占めている。

実施計画に定める大半の事業が既に着手され、復興に向けての基盤づくりが進みつつあるものの、復興への取組に対する市民評価が低いのは、復興の基礎となる主要事業の進捗が遅れていることが大きな要因であると思われる。

本格的な復興に向けて、今後、これらの主要事業に必要な人材と資金を重点的に投入し着実に実施していくとともに、市民の新たなニーズに的確に対応し復興の動きを顕在化させ、市民が復興を実感できるようにしていことが重要であり、そのことが、市外避難者の帰還にもつながることとなる。

(3) 市民意識調査結果 H25.9.30 速報

生活の不安・心配に関する問い

回答（上位 4 項目） 複数選択可の項目。

放射線による人体への影響	62.7%
体調面や健康面（放射線以外）	42.1%
賠償・補償金の問題	38.2%
医療・福祉サービス	35.7%

力を入れるべき施策分野に関する問い

回答（上位3項目） 2つまで選択可の項目。

医療・健康・福祉（健康で生き生きと暮らせるまち）	54.8%
原子力災害の克服	40.6%
インフラ（社会基盤）整備（道路や鉄道などの充実）	31.4%

（4）本市の現状、実施計画の検証及び市民意識調査結果から見える課題

復興計画実施計画主要事業の早期実施

南相馬市復興計画前期実施計画の進捗状況のとおり、復興の基礎となる主要事業（除染（生活圏・農地）、災害廃棄物処理、防災集団移転、災害公営住宅整備、交通インフラ復旧・整備）において、進捗の遅れが生じていることから、市民意識調査結果では復興への取組の総合的評価が非常に低い。このため、必要な人材と資金をより重点的に投入し、早期完了を目指し取り組む必要がある。

放射線不安の払拭

市民意識調査結果のとおり、生活の不安・心配に対し、最も不安を感じていることは、放射線による人体への影響である。このため、除染の早期実施はもとより、市民への放射線に関する知識の普及や健康管理に取り組む必要がある。

生産年齢人口の回復

市内人口については、原子力災害による避難の影響から、平成23年3月11日時点の71,561人から平成25年10月10日現在49,349人(69.0%)まで減少している。特に、生産年齢人口のうち20代から40代が著しく減少しており、持続的な自治体運営が維持できなくなる恐れがある。このことから、子育て世帯の帰還と定住を促進する施策を展開する必要がある。

高齢化への対応

子育て世帯の流出による高齢者の割合の増加により、高齢化が急速に進行している。高齢化率は平成23年3月11日時点で25.9%であったものが、平成25年10月10日現在33.0%になっている。高齢者が健康で安心して生活できる環境を整備するため、医療・介護福祉の充実に取り組む必要がある。

避難指示区域の再生

生活インフラ（道路、水道、下水道）については、概ね応急復旧を終えており、小中学校、生涯学習施設やスポーツ施設等についても復旧工事が完了しているが、国の直轄除染や災害廃棄物処理については、それぞれの仮置場設置の遅れから計画通り進んでいない。市民がいつでも帰還し生活できる環境を整えるため、引き続き、国の直轄除染、災害がれきの処理（仮

設焼却炉の設置を含む。)に協力するとともに、ハード面における環境整備に全力で取り組む必要がある。

地域の活力の創造

原子力災害によって、本市がこれまで築き上げてきた生活・産業基盤は一瞬にして失われてしまった。生活・産業基盤の再生はもとより、本市の発展に向けて、市民一人ひとりが生き生きとし活力のある、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組む必要がある。

4 行政経営の視点

復旧・復興の優先的対応

「南相馬市復興計画」に基づく施策に優先的に取り組むため、真に必要な事務事業及び緊急的な対応が必要な事務事業以外は休止・削減し、その経営資源（人材・物資・財源）を復旧・復興へ集中させる。

特に、復興の基礎となる主要事業については、より重点的に経営資源を投入し、スピード感を持って迅速に取り組むこととする。

なお、復興に関する事業については、明確な数値目標の設定と的確な進捗管理のもと、確実な事業推進を図る。

さらに、国・県・関係機関（JR 東日本など）における復旧・復興の取り組み（特別地域内除染、避難指示区域内の災害廃棄物処理、海岸堤防・海岸防災林整備、ほ場整備や JR 常磐線の復旧など）について、連携して推進する。

総合計画への対応

総合計画については、前期基本計画が平成 24 年度をもって終期を迎え、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて見直しを行っているところである。これまでの市の姿を脈々と受け継ぎ、積み上げてきたものであることから、将来像「ともにつくる、活力に満ちた、安心して潤いのある南相馬」と前期基本計画の戦略目標を基本としつつ、復旧・復興事業を優先しながらも、現状を踏まえ緊急的に対応が必要な事業及び総合計画に位置付けられる事業で復興計画の目標達成に特に寄与する事業については、推進していくものとする。

市民参加と協働による事業推進

復旧・復興は、市民とともに目標を共有し、力を合わせながら成し遂げるといふ協力体制を育む環境を作り、全ての市民の英知を結集しながら、市民参加と協働により推進するものとする。

市民の声の全庁的な情報共有と課題への対応

市政運営にあたっては、積極的に市民の声を聞き、その声を有意な情報として全庁的に共有し、施策や市民対応に反映させることが不可欠であることから、市民からの意見・要望を適時職員間で共有できる仕組みを構築する。そして、職員一人ひとりはその意見・要望に迅速に対応する。

スピード感と柔軟性を意識した責任のある行政対応

事業推進にあたっては、これまでよりもさらにスピード感が求められるため、「法律上の制約」や「事業実施にかかる意思決定、責任の所在」など、行政として最低限求められる手続きを確保しながら、迅速で柔軟な対応がとれるよう組織の一部見直し、事務手続き等の見直しを行うとともに、職員の質の向上を図り、さらに、効果的・効率的な行政サービスのあり方について、市民目線で不断の検証を行うものとする。

適切な人員配置と外部資源（人材・物資・財源）の積極的活用

復興事業の加速化のため、将来の適正な定員管理との整合性を保つこと及び事務事業の全庁的な点検を前提として、任期の定めのない職員の前倒し新規採用や、任期付き職員、再任用職員の採用などによりマンパワーを確保し、真に必要な課には適正に人員を配置する。

さらに、国・県からの適切な支援・財政措置及び他自治体からの支援のほか、民間等の支援を有効に活用しながら、市内外を問わず、大胆かつ柔軟な人材登用により着実な事業推進を図る。

将来に向けた行政経営の健全化の対応

将来の人口減少社会を見据え、次世代に負担のかからない計画的かつ健全な財政運営に努めながら、積極的な復興事業の推進を図ることはもとより、市の維持と発展のため、若い世代の市内への移住を促進する。

5 事業の選択・重点化に向けた方針

これら経営の視点に基づき、復興計画に基づく6つの主要施策については、経営資源（人材・物資・財源）を集中させ、着実に取り組むこととする。また、本市の現状、復興計画前期実施計画の検証及び市民意識調査の結果、さらにはこれまで市民から寄せられた要望を踏まえ、迅速かつ確実に実施すべき、復興の基礎となる復興計画の主要事業と原子力災害の克服に向けた放射線不安の払拭を最重点方針に位置付けるとともに、各区・部等の創意工夫で事業を構築すべき、生産年齢人口の回復、避難指示区域の再生、高齢化への対応及び地域の活力の創造を4つの重点方針として位置付け、事業を実施するものとする。

最重点方針 市民生活再建に向けた取り組み

市民の生活再建のため、以下の事業について迅速かつ確実に取り組むこととする。

復興計画実施計画主要事業（26年度内完了を目指す）

- ・ 除染（生活圏・農地）
 - ・ 災害がれき処理
 - ・ 防災集団移転
 - ・ 災害公営住宅整備
 - ・ 交通インフラの整備
- 放射線不安の払拭
- ・ 放射線の安全基準の明確化及び周知
 - ・ 市民への放射線教育
 - ・ 健康管理事業
 - ・ 各種（食品、農産物、井戸水など）放射能モニタリング
- 災害に強いまちづくり
- ・ 防災意識の向上
 - ・ 防災組織・施設の充実
 - ・ 避難所の環境整備
 - ・ 公共施設の耐震化

重点方針1 生産年齢人口の回復に向けた取り組み

生産年齢人口を震災前の水準まで回復するため、以下の事業等に取り組むこととする。

(重点的に取り組む事業案)

情報発信の強化

- ・ 復興情報（市民生活の状況など）の正確かつ迅速な情報発信
- ・ 各種媒体の積極的な活用による情報発信

安定的な雇用環境の形成

- ・ 企業誘致の推進
- ・ 既存企業への支援強化
- ・ 長期的・安定的な雇用に結びつく支援

子育て支援

- ・ 大学や学習塾と連携した学力向上
- ・ 安心して遊べる、運動できる環境の整備
- ・ 親子への心のケア、相談
- ・ 幼稚園授業料・保育園保育料の負担軽減
- ・ 発達支援への対応

住宅支援

・ 定住意思のある転入者への支援（支度金支給、住宅借上げ補助、個人住宅取得の支援）

- ・ 避難町村住民の受け入れ支援
- ・ 復旧・復興に従事する者の住宅施設整備の促進
- ・ 汚水処理施設の拡充

世界に誇る人材の育成

- ・ 幼児期からの英語教育
- ・ あらゆる分野に挑戦できる機会の提供

重点方針 2 高齢化に向けた取り組み

急速に進行する高齢化に対応した医療・介護福祉の充実を図るため、以下の事業等に取り組むこととする。

(重点的に取り組む事業案)

高齢化への対応

- ・ 医療・介護福祉施設の充実、スタッフの育成・確保
- ・ 総合病院本来の機能（2次救急医療など）の回復
- ・ 独居高齢者等の見守り、生活支援
- ・ 高齢者生きがいづくり事業の推進
- ・ 介護予防事業及び認知症対策の推進
- ・ 医療・介護・福祉の連携体制（情報ネットワーク）の構築
- ・ 高齢者スポーツの推進（パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場の整備）

重点方針 3 避難指示区域の再生に向けた取り組み

市民がいつでも帰還し生活できる環境を整えるため、以下の事業等に取り組むこととする。

(重点的に取り組む事業案)

生活基盤の再生

- ・小高病院の外来診療再開
- ・害獣・害虫対策
- ・既存市営住宅の環境整備

事業再開への支援

- ・農業再生に向けた各種試験
 - ・事業者の再開支援策の充実
- ##### 帰還に向けた取り組み
- ・特例宿泊の長期宿泊への拡大

重点方針 4 地域の活力の創造に向けた取り組み

地域の活力を創造するため、以下の事業等に取り組むこととする。

(重点的に取り組む事業案)

地場産業の活性化

- ・農業再開に向けた各種支援
- ・新たな農業の復興に向けた試験栽培等への支援
- ・農地の災害復旧やほ場整備による生産基盤の整備
- ・津波被災地の農業施設等の整備
- ・地域資源を生かした特産品開発
- ・商店街活性化への支援
- ・地域内の起業・創業・新分野進出の支援
- ・植物工場等の推進
- ・風評被害払拭に向けた取り組みの強化

地域コミュニティの再生

- ・地域コミュニティの維持・形成支援
- ・避難者との絆交流

交流拡大

- ・意欲ある民間事業者との連携強化による販路開拓
- ・サービスエリア利活用拠点施設と周辺環境の整備
- ・スポーツ交流の拡充
- ・協定締結大学や防災協定締結自治体との連携強化

- ・農家民宿等受け入れ施設の拡充
 - ・子ども交流事業への支援
 - ・国際交流事業の拡充
- 環境未来都市の推進
- ・再生可能エネルギーの推進（太陽光・風力・小水力・バイオマス）
 - ・省エネルギー化の推進
 - ・環境教育の推進
 - ・スマートコミュニティの推進